

宮崎県公報

平成29年9月7日(木曜日) 第 2927 号

宮 峼 発 行

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

次 目

示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……(障がい福祉課) 1

○道路の供用の開始・・・・・・・・・・(道路保全課)1

○軽油引取税に係る免税証の無効公告……(税務課) 1 ○大規模小売店舗の新設に関する届出……(商工政策課) 1 頁 ○大規模小売店舗の変更に関する届出(5件)…(")2 ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見(2件)………(

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県告示第 517号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定 により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師 を次のとおり指定した。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医的	〒の氏4	7	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
区印	lio)IX1	fa .	名 称	所在地	砂原竹日	1日足平月口
赤须	見 晃	治	共立病院	延岡市	心臓血管外科	平成29年9 月1日
久木田	日稔	正	藤元総合病院	都城市	血液内科	平成29年9月1日
波種	重 年	彦	おび中央病 院	日南市	内科	平成29年9月1日
貝目	3 英	之	都城市郡医師会病院	都城市	呼吸器内科	平成29年9月1日
布 扌	中 博	幸	愛泉会日南 病院	日南市	小児科、神経内科	平成29年9月1日
柳 園	國 賜-	一郎	愛泉会日南 病院	日南市	小児科	平成29年9 月1日

宮崎県告示第 518号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年9月7日から平成29年9月21日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	X	間	供用開始の期日
番号	種	類	101水石			採用例如の剣口
414	県道		有水高	西諸県郡高		平成29年9月7日
			原線	原町	大字後	
				川内	字大迫	
				1433	番1地	
				先か	ら同郡	
				同町	司大字	
				同字:	1489番	
				1地	先まで	

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出が あったので、当該免税証は無効とする。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類 200ℓ券1枚
- 2 用途

農業等

- 3 記号及び番号 200ℓ券Н 1605434
- 4 有効期間 平成28年11月1日から平成29年9月30日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称 宮崎中央農業協同組合 木花給油所
- 6 紛失年月日 平成29年5月2日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規 定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

宮崎県公報

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西松屋宮崎吉村店

宮崎市吉村町長田甲2358

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史 兵庫県姫路市飾東町庄 266-1

- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年4月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1.120㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物南側(駐車場No.1) 33台 建物敷地南側(駐車場No.2) 10台 合計 43台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側 32台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 32㎡

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物西側 5 ㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店 時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 7箇所 建物南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前8時から午後4時まで
- 8 届出年月日

平成29年8月25日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス清武店

宮崎市清武町大字木原字尾ノ下58番27

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

- 3 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパードラッグコスモス清武店 (変更後) ドラッグコスモス清武店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取 締役 川村嘉則

(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取 締役 橘正喜

4 変更の年月日

平成29年6月27日

5 変更する理由

営業施策による店舗名称変更及び設置者の代表者交代のため

6 届出年月日

平成29年8月21日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売 店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス沖水店

都城市太郎坊町1890番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパードラッグコスモス沖水店

(変更後) ドラッグコスモス沖水店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取 締役 川村嘉則

(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取 締役 橘正喜

4 変更の年月日

平成29年6月27日

5 変更する理由

営業施策による店舗名称変更及び設置者の代表者交代のため

6 届出年月日

平成29年8月21日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス蓑原店

都城市蓑原町8555 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

- 3 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパードラッグコスモス蓑原店

(変更後) ドラッグコスモス蓑原店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取 締役 川村嘉則

(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取 締役 橘正喜

4 変更の年月日

平成29年6月27日

5 変更する理由

営業施策による店舗名称変更及び設置者の代表者交代のため

6 届出年月日

平成29年8月21日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

宮崎県公報

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス郡元店

都城市郡元町 209番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあって は代表者の氏名

(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

4 変更の年月日

平成29年6月27日

5 変更する理由

設置者の代表者交代のため

6 届出年月日

平成29年8月21日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス川原崎店・小川商店 延岡市川原崎町 257 外 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあって は代表者の氏名

(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

4 変更の年月日

平成29年6月27日

5 変更する理由 設置者の代表者交代のため

6 届出年月日

平成29年8月21日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル日向店 日向市都町 10712番地1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名の変更

平成29年7月27日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月7日から平成29年10月10日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル三股店 北諸県郡三股町樺山4834-1 外26筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名の変更

平成29年7月27日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年9月7日から平成29年10月10日まで

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 144号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、うなぎをはじめとする内水面における多様な生態系の保全・改善のため、次のとおり指示する。

平成29年9月7日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

1 指示の内容

下表の区域においては、水産動植物の採捕をしてはならない。 ただし、国の機関又は地方公共団体が、調査又は試験研究を目 的として採捕する場合(国の機関又は地方公共団体から、委託、 補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。)又は鰻供給 安定化事業に基づきその事業実施主体等がモニタリングのため採 捕する場合は、この限りでない。

なお、河川については、河川法(昭和39年法律第 167号)に基 づき国土交通大臣又は知事が指定した河川の名称を使用している

河川名	区域
広渡川	日南市益安橋から下流 100メートルまで

2 指示の有効期間

平成29年9月7日から平成31年3月31日まで